一方、本県は国内有数の観光リゾート地として評価を得ており、入域観光客数は平成26年度において初の700万人台を記録する等、順調な伸びを示しており、このような中、新空港は沖縄県が設置・管理する地方管理空港として平成25年３月７日に開港した。当空港は、2,000ｍ滑走路が整備されたことから、中型ジェット機の利用が可能となり、就航機材の大型化や路線数及び便数の増加により、国内外からの観光客を含む乗降客数が大きく増加している。当空港からの入域観光客の増加により、石垣島内の国指定名勝「川平湾及び於茂登岳」や白保海岸等の主要観光地のみならず、石垣港を交通拠点としてほぼ全域が国立公園となった西表島をはじめとする竹富町の周辺離島への入域観光客も増加しており、八重山圏域の観光資源を活用した周遊観光の発展に大きくつながっている。

また、新空港における就航機材の大型化により、航空貨物コンテナ輸送が可能となる等、観光客を含む乗降客数及び貨物取扱量が増加傾向にある。このため、現在、駐機場の拡張工事や国際線旅客ターミナルの増改築計画等による空港処理能力の拡大が進められており、拠点空港である那覇空港の平成32年３月末に予定している増設滑走路の運用開始と併せて、今後も利用客のさらなる増加が見込まれている。

新空港開港後、石垣島内の周遊観光で利用されているレンタカーの増加に加え、西表島等への住民の利便性や周遊観光の促進のため、石垣港と新空港間を直接結ぶ新規路線バス・系統４平得大浜白保経由空港線等が開設されるなど、新空港開港に伴い島内の交通量が９％近く増加しておりアクセス強化が必要となっている。

本路線が通過する旧石垣空港跡地は、石垣市において「石垣空港跡地利用基本計画（平成24年３月）」が策定され、新たな整備計画が進められており、当該跡地の本路線沿線は、石垣市庁舎や消防庁舎をはじめ、県立八重山病院などの重要公共施設の移転計画も進められており、移転後は多くの市民が利用することから混雑が予想される。

新空港と市街地及び石垣港を結ぶ現況道路は、最短経路である石垣市道宮良産業道路及び農業用道路等からなる経路と、主要な幹線道路である一般国道390号がある。

新空港の開港以降にレンタカーを始めとする交通量が増加しているものの、石垣市道宮良産業道路や農業用道路の規格は道路構造令の基準を満たしておらず、また石垣島土地改良区内を通過する片側１車線の道路であるため、トラクター等の農業用車両の通行や農作業での利用と通過交通が錯綜し、円滑かつ安全な交通が著しく阻害されている状況にある。

一般国道390号は、市街地から海岸線に沿って石垣島の東海岸を縦断し、字大浜（大浜集落及び磯辺集落）、字宮良、字白保の各集落を通過しており、大浜集落内には大浜小学校、大浜中学校が位置し、磯辺集落周辺には県営団地として磯辺団地、磯辺第二団地、宮良団地、宮良集落内には宮良小学校、県立八重山特別支援学校、白保集落内には白保小学校、白保中学校がそれぞれ配置されている。当国道は地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活の利用に供される生活道路としての役割も担っているが、歩道幅員が狭く（歩道幅員2.0ｍ以下２箇所、1,025ｍ）停車帯も未整備であり道路構造令（昭和45年政令第320号）の基準を満たしておらず、歩行者及び車両の安全かつ円滑な通行が妨げられている状況にある。また、農地へのアクセスのためにトラクター等の農業用車両が頻繁に利用しており、普通乗用車のみならずバス等の大型車両の円滑な通行を阻害する一因にもなっている。加えて、新空港開港に伴うバス路線の新規開通や空港関連大型車の交通量増大により、そのような状況は悪化している。このため、集落内の国道において速度制限や路面標示による交通安全対策と合わせて、通過交通を抑制するため一般県道大浜富野線へ迂回させる等の対策が講じられている。

新空港開港後、観光客数の増加に伴う通過交通の増大により、新空港から市街地にかけての地域において事故が増加している。また平得交差点から字大浜集落に至る区間は、交通渋滞が朝夕の通勤時間帯において発生しており、特に平得交差点は八重山保健所付近まで約900ｍもの渋滞が頻繁に発生している。

また、一般国道390号は高潮の影響を受けないものの、台風や局地的な集中豪雨等で道路の冠水による通行規制が度々行われており、県と石垣市の行政機関において対策中であるが、現在でも冠水による通行止めは解消されていない。直近では平成29年４月26日に観測記録を上回る豪雨に見舞われ、小中学校、行政機関、医療福祉施設や商業施設が立地する真栄里地区及び磯辺地区において、長時間にわたる道路冠水が発生し通行規制が行われた。沿道家屋の床下浸水被害のみならず通行車両が故障停止するなど、空港と市街地及び地域住民の通勤等日常生活の利用による地域内の円滑な交通に大きく支障をきたしており、主要幹線道路としてまた第一次緊急輸送道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

さらに、一般国道390号は海岸沿いに位置することから、沖縄県土木建築部海岸防災課が行った「沖縄県津波被害想定調査（平成25年３月）」において、そのほとんどが浸水区域と予測されており、災害発生時における緊急避難に支障をきたす恐れが生じている。

本件事業の完成により、設計速度が速く、線形が良好で、安全かつ円滑な自動車交通を確保し、市街地及び石垣港と新空港のアクセスの強化を図ることができ、これに加え、旧空港の跡地利用及びその防災拠点を支援することができる。また、石垣市道宮良産業道路、農業用道路及び一般国道390号における通過交通を本路線が分担することによって、安全な交通を確保し、沿道地域における生活環境の改善が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は「環境影響評価法」（平成９年法律第81号）及び「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年条例第77号）で定める環境評価対象外の事業であるが、環境影響評価法等に準じて平成23年１月に調査計画を策定のうえ、各評価項目に応じて平成23年２月～平成27年３月までの間、計６回に分け任意にて本件事業地周辺における環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音、振動については法令に定められた基準を満足するとされている。

一方、土地の造成工事等により、本件事業地周辺の河川への赤土等の流出による水の濁りが考えられるが、沖縄県条例に基づく赤土等流出防止対策を講じるものであることから、環境基準値を満足するものと予測される。また、橋梁の施工による河川の汚れについては、宮良川内において橋脚・橋台の工事に際し影響が考えられるが、拡散防止工、濁水処理プラント利用により、河川水質の変化の程度は小さいと予測されている。

さらに、本件事業周辺で確認された陸上植物のうち重要な種は、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として記載されているイシガキカラスウリ、絶滅危惧ⅠＢ類に記載されるクサミズキ、絶滅危惧Ⅱ類に記載されるオキナワソケイ、準絶滅危惧に記載されるリュウキュウコクタン（ヤエヤマコクタン）、沖縄県のレッドデータおきなわに絶滅危惧ⅠＢ類として記載されるハナシンボウギ、絶滅危惧Ⅱ類に記載されるヤエヤマアオキ等の14種類で、そのうち改変区域内において確認された６種は個体が消滅するものと予想されるが、工事前に生息適地に移植することや新たな群落形成を促すため植栽を行う等、環境保全措置を講じることにより、存在が困難となる重要種は生じないと予測されている。

次に、水生動物の重要種の中で、魚類は環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として記載されるツバサハゼ、アゴヒゲハゼ等の13種、底生動物は環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として記載されるカタシイノミミミガイ、コウモリミミガイ、オウトウハマシイノミガイ、キヌメハマシイノミガイ、絶滅危惧Ⅱ類に記載されるタイワンヒルギシジミ等60種が確認され、このうち橋梁施工により影響が考えられる宮良川において、５種が個体群の存続に変化が生じると予測されるが、工事前に生息適地に移動すること等、環境保全措置を講じることにより、変化が低減されると予測されている。